

# 第 189 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 30 年 2 月 8 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 45 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

## ○次第

1 開 会

2 報 告

第 188 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（6 件）

議案第 2351 号 仙南広域都市計画道路の変更について

議案第 2352 号 大崎広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2353 号 栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2354 号 登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2355 号 大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2356 号 河北都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

## ○出席委員

阿留多伎 真人	尚綱学院大学環境構想学科教授
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
郷 古 雅 春	宮城大学食産業学群教授
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
木 内 岳 志	農林水産省東北農政局長（代理）
尾 関 良 夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
津 田 修 一	国土交通省東北地方整備局長（代理）
高 須 一 弘	宮城県警察本部長（代理）
佐 藤 昭	宮城県市長会会長代理
高 橋 啓	宮城県議会議員

（以上 11 名，敬称略）

## ○審議結果

- ・議案第 2351 号（仙南広域都市計画道路の変更について）  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2352 号（大崎広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2353 号（栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2354 号（登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2355 号（大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2356 号（河北都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）  
【議決】原案を承認する。

平成 30 年 2 月 8 日（木）午後 1 時 30 分 開会

## 1 開 会

○事務局（菊池総括） ただいまから第 189 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

### （1）会議の成立

○事務局（菊池総括） 議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。宮城県議会議員の本木忠一委員でございます。本日は欠席されております。

続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、11名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は事務局からマイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書、議案第2352号から議案第2356号までの議案書別冊をお渡ししております。また、机上に参考資料、座席図及び委員名簿を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、舟引会長よろしくをお願いいたします。

### （2）議事録署名人の指定

○舟引議長 それではよろしく申し上げます。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。郷古雅春委員と牛尾陽子委員をお願いいたします。

## 2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第188回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回御審議いただいた議案でございます。前回、第188回の審議会におきまして、議案第2348号「石巻広域都市計画道路の変更について」ほか2件について御審議いただきました。

このうち、議案第2349号「特殊建築物の敷地の位置について」におきまして、「当該特殊建築物が川崎町立富岡中学校に近接していることを踏まえ、一層の交通安全確保に努めること」との

附帯意見付きでご承認いただいたところですが、申請者側で交通安全のための対策を講じることに  
ついて学校側に説明し理解を得たことを確認した上で許可をしたところでございます。

そのほかの議案第2348号及び第2350号につきましては、処理結果の欄に記載のとおり、  
所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はありませんか。

(「なし」の声)

○舟引議長 前回御欠席の委員もいらっしゃいますが、当審議会としまして特定行政庁から諮られた  
案件に対して、都市計画上の支障はないけれどもこういう条件に留意してくださいという答申をし  
まして、特定行政庁は建築基準法に基づく条件を付して許可をしたという次第です。よろしいでし  
ょうか。よろしければ、以上で第188回の審議会における議案の処理報告を終わります。

### 3 議案審議

○舟引議長 続いて議案審議に入ります。本日の審議する議案は、議案第2351号から第2356号の6  
件となっておりますので、御協力をお願いいたします。それでは、議案第2351号「仙南広域都市  
計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

#### 議案第2351号 仙南広域都市計画道路の変更について

○事務局(佐藤都市計画課長) それでは議案書4ページ、議案第2351号「仙南広域都市計画道  
路の変更について」をご説明申し上げます。5ページをお開きください。仙南広域都市計画道路の  
変更に関する計画書で、宮城県決定でございます。表を御覧ください。ゴシック太字で記載して  
おります箇所が変更点でございます。変更点は、都市計画道路3・4・405「小池石生線」の延長  
及び区域を一部変更するものです。併せて、3・4・406「広畑大森線」及び3・4・407「小  
池元館線」の延長及び区域を一部変更するものです。

続きまして、変更の理由でございます。村田町では、特徴ある歴史的風致を残している中心市街  
地の一部が平成26年9月に「村田町村田重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、地区  
に残る歴史的、文化的に価値の高い伝統的建造物群を次代に継承し、町の歴史的な特性を活かした  
まちづくりを進めております。また、平成29年9月からは、中心市街地において大型貨物車の交  
通規制を実施しているところです。以上を踏まえ、中心市街地を通過している3・4・405小池  
石生線について、歴史的な町並みの保全並びに歩行者の安全及び円滑な道路交通を確保するため、  
中心市街地の外環に基幹道路のネットワークを形成するべく、延長及び区域を変更するものです。  
また、3・4・405小池石生線の変更にあわせて、3・4・406広畑大森線及び3・4・407  
小池元館線の延長及び区域の一部を変更するものです。

6ページをお開きください。小池石生線、広畑大森線及び小池元館線の変更する区域を示した総  
括図でございます。図の下にある凡例のとおり、既決定の区域についてはピンク色で、追加する区

域については赤色で、廃止する区域については黄色でそれぞれお示しております。また、今回変更する路線の起点から終点までを引き出し線で旗揚げし、起終点の位置、延長、代表幅員、車線数を示しております。

参考資料の1ページをお開きください。村田町では、歴史的な特性を生かしたまちづくりの一環として、平成26年3月に町が都市計画決定した「村田町村田伝統的建造物群保存地区」を始めとして、中心市街地において青色の丸でお示しております白鳥神社、龍島院などの歴史的観光施設を周遊する観光ルートの形成を推進しているところです。しかしながら、幹線街路が中心市街地に集中しており、東西方向に加え、南北方向の通過交通が流入していることから、図中央部に赤の二重線で示しております区間で大型貨物車の交通規制を開始し、歩行者の安全確保を図っているところですが、依然として大型車以外の通過交通の流入が続いている状況にあります。そのため、既決定の都市計画道路に加え、3・4・405小池石生線の都市計画の変更を行い、市街地外環に基幹道路ネットワークを形成し、赤の太い矢印線で示しております南北方向及び東西方向の幹線街路に通過交通を誘導すると共に、大型貨物車交通規制を継続実施し、中心市街地の歩行者の安全及び円滑な道路交通の確保を図っていきたくと考えております。3・4・405小池石生線の都市計画の変更により、図中央部に緑色の線で示しております主要地方道岩沼蔵王線の現道部分は、主に域内交通を担うこととし、図の右上にA-A断面としてお示ししている横断図のように、歩行者、自転車を中心とした歩車共存道路として整備を行い、生活道路の機能を確保しながら、図中央部に青点線で示しております観光周遊ルートの形成を図るものです。一方、図面中央の下から上に伸びている3・4・402豊田末広線については、沿道に都市計画決定されている塩内公園などの都市施設や町役場、消防署出張所及び小学校などの多数の公共施設が集中していることから、これらの施設への交通アクセスを確保する必要があることと、3・4・405小池石生線の計画変更と大型貨物車交通規制の継続実施により、南北方向の通過交通が外環に誘導され、交通量が減少すると想定しており、終点部の主要地方道岩沼蔵王線との接続部は現道で十分に交通処理が可能であることから現都市計画決定を維持したいと考えております。

参考資料の2ページをお開きください。小池石生線、広畑大森線及び小池元館線の変更する区域を示した計画図でございます。凡例は、先程の総括図と同様でございます。図面左から右に伸びる3・4・405小池石生線については、歴史的な町並みの保全並びに歩行者の安全及び円滑な道路交通を確保するために、中心市街地の外環に基幹道路のネットワークを形成するべく、図面中央部を南側へ貫流する一級河川荒川の北側、図面ですと上側を通過するよう区域の一部を変更し、併せて延長を約2,480メートルから約2,400メートルに変更するものであります。次に、図面中央部を下から上へ伸びる3・4・406広畑大森線及び図面左中央部を下から上へ伸びる3・4・407小池元館線については、小池石生線の変更に伴い、起点位置を変更し、延長をそれぞれ1,750メートル、2,340メートルから1,650メートル、2,270メートルへと変更するものであります。

参考資料の3ページをお開きください。1ページでお示した小池石生線について、計画と断面を示した図でございます。図面左下に、道路の幅員を示した表を記載しております。表の左から順に御説明致しますと、小池石生線、小池元館線の一般部①断面については、変更ございません。交差点部である②断面についても、変更ございません。村田町の中心的な市街地部分を通過する③断面については、荒川の北側へ道路法線を変更することから、植樹帯等を変更し、幅員を16.0メートルとするものであります。また、荒川を横断する橋梁部の④断面については、歩道の外側に転

落防止のための地覆幅0.6メートルを左右に付加し、幅員を18.2メートルへと変更するものであります。

参考資料の4ページをお開きください。1ページでお示した小池石生線について、計画と断面を示した図です。図面左下に、道路の幅員を示した表を記載しております。表の左から順に御説明致しますと、小池石生線、広畑大森線の一般部①断面については、変更ございません。交差点部である②断面についても、変更ございません。村田町の中心的な市街地部分を通過する③断面については、荒川の北側へ道路法線を変更することから、植樹帯等を変更し、幅員を16.0メートルとするものであります。また、図面中央の一級河川一本松川を横断する橋梁部の④断面については、歩道の外側に転落防止のための地覆幅0.6メートルを左右に付加し、幅員を18.2メートルへと変更するものです。

以上で議案第2351号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。事務局からご説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問をお受けします。どなたからでも結構ですのでよろしくお願いします。

○阿留多伎委員 主要地方道仙台村田線との接続のところですが、伝統的建造物群保存地区を通る道路の方に接続するような線形の変更になっていますが、仙台方面から大河原方面に抜ける時に最短距離で行こうとすると、西側の幹線街路ではなくて市街地接続の方、伝建地区を通過して近道をしようとする車が増えてしまうのではないかと危惧されることから、変更しないで伝建地区の東側を通過して今までどおり接続した方が導線としては良いように思われるのですが、その辺は検討されましたか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 参考資料の1ページにてご説明いたします。岩沼方面から蔵王方面へ通過する岩沼蔵王線、現在は岩沼方面からだと赤いラインから黄色のラインに来て緑色のラインという区間になりまして、これが現決定部分でございます。この部分を北側の赤の部分に変更することによって、赤で囲まれた外環部分に通過交通を誘導しようとするものです。併せて、赤の二重線でお示ししております村田町村田伝統的建造物群保存地区の部分は、大型車両の通行規制を継続して実施するというので、大型車は排除しつつ外回りの赤の部分に通過交通を誘導することで歩行者ネットワークを確保しようとするものです。

○舟引議長 北側から下りて来るところの話ですよ。

○事務局（佐藤都市計画課長） 失礼しました。この図面ですと仙台方面から青の幹線道路を下りて来る部分は、現在は黄色が接続部分となっていますが、赤の部分に変更するというので、この黄色の部分はかなり昔に都市計画決定されたものですが、山の中を通るような構造になっておりまして、事業の実施に当たっては現実的なルートをとるということで赤のルートに変更し、かつ交差点についても解析の結果交通量的な問題はないということでこのルートに変更させていただきたいというものです。

○阿留多伎委員 質問の趣旨は、黄色から赤に振ると仙台方面から来た車が伝建地区の中を抜けてしまうことになりませんか、ということです。

○事務局(佐藤都市計画課長) 仙台村田線を下りて来て直線につながるわけではありませんが、いったん小池石生線にぶつかって、図面ですと岩沼方面に進んでから南側に流れていくという誘導にしたいということです。併せて、仙台村田線が小池石生線とぶつかる場所がありますが、その南側の伝建地区を通る道路につきましては、大型車両の通行規制を継続して実施していくということで考えておりますので、流れとしては小池石生線を通ることにはなりますが、外環の幹線道路で処理するというように考えております。

○阿留多伎委員 ということは、伝建地区を乗用車が抜けても構わないと考えているということでしょうか。

○事務局(佐藤都市計画課長) 現在は規制が大型車両だけで乗用車が抜けるということもございますので、仙台村田線からですとまっすぐ抜けるという形にはなりませんが、外側に誘導することを念頭に置いて小池石生線を北側に振るように変更したいということです。

○阿留多伎委員 たびたびすみません。自動車は近い方を通ると思うので、なかなか誘導されないのではないかと思います。交通規制をするなら分かりますが、しないのであれば多分誘導には乗らないで伝建地区の中を抜けるということで、計画どおりに車は動いてくれないのではないかとこの危惧があります。

○事務局(佐藤都市計画課長) 仙台村田線から小池石生線にぶつかる場所の下、伝建地区に抜ける道路ですが、緑色に着色されています。この道路は、参考資料1ページの右側にお示したA-A断面ということで、今後は車道部分を狭めて歩行者・自転車が周遊できるルートを優先するような断面構成で整備するというように考えておりますので、乗用車としても通りやすい道路になるのではないかとこのことから、外側への誘導は可能であると考えております。

○阿留多伎委員 真っ直ぐ抜けている道路をわざわざ丁字路状に変更して誘導する理由がよく分かりません。確かに地形的には山を抜けない方が良いとは思いますが、新しい計画は相山公園のところの山を崩して道路を抜くわけですから、技術的に不可能ではないだろうと思います。次の2ページの方の方が分かりやすいと思いますけれども、むしろここではなくて違うところで丁字路接続したほうが趣旨としては合うと思います。伝建地区に車を流したくないということであればですが。大型車だけ流したくないということであればこの計画で構わないと思います。観光の観点からは車はある程度通る方が途中で止まって観光するという考え方もありますので、趣旨と実際の計画がちよっとずれているということを指摘しているだけです。

○事務局(佐藤都市計画課長) 2ページの図面は、仙台村田線から下りて来て広畑の山の部分を通る計画になっていました。それを今回は、伝建地区のところの細い通りではありますが、こちらにしたというのは、相山公園のところは支障がありませんので、今回提案させていただ



いたような接続をするのが事業としても有利だという判断をしまして、こちらに変更させていただきたいというものです。

○佐藤委員 ただいま都市計画課長からご説明いただいた参考資料の2ページのところですが、確かに都市計画としては丁字交差ですが、その南側に通りが一本あるところは引き続き通行が可能であると理解してよろしいでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 参考資料の1ページですと緑色の部分は現道になりますが、変更後の道路は現道にタッチするということになります。

○佐藤委員 従いまして、ここの交差点は十字路交差になるということによろしいですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい、そのとおりです。

○佐藤委員 それでは、道路交通上はそれほど支障がないのではないかと思います。

○事務局（佐藤都市計画課長） 道路上は十字路交差ということになりますが、阿留多伎委員のご指摘は前の都市計画道路の方が金谷広畑線との十字交差になるとするとそちらの方が好ましいのではないかとのご指摘かと思っております。もう一点、今回の小池石生線、赤色の線に変更するということになりまして、仙台村田線、黄色の現道から来る部分と金谷広畑線との十字交差が構造上厳しいということがございます。以前の黄色のルートであればきれいな十字交差になりますが、赤色の線、小池石生線、岩沼蔵王線になりますが、北側に振るということになりますが、ここの交差形状も非常に難しいということもございましたので、今回は赤の実線、現道へタッチするところに変更させていただきたいというものです。

○阿留多伎委員 やむなしですかね。

○佐藤委員 阿留多伎委員にご心配いただいている車両の通行からしますと、丁字交差でなく十字交差ということになるわけですね。それであれば、ご心配の点は解消される計画になるかなと私は理解させていただきました。

○阿留多伎委員 丁字路になるからとか、ということではなく、交通が伝建地区を抜けるので、伝建地区を守るという趣旨から違ってきてしまうのではないかと、それであればもっと西側の豊田末広線まで振るとか、あるいは金谷広畑線とつながる十字路交差になるように東側に振るなどの方が交通処理上良いのではないかとはいえますけれども、色々と検討した結果ということであればやむなしではないかと思えます。

○舟引議長 その他いかがですか。

○高橋委員 黄色の部分が赤の部分に変更されるということで、豊田末広線という南から北へ行

く路線がありますけれども、終点はこのままということによろしいのでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 豊田末広線につきましては、現在の都市計画決定では小池石生線にぶつかっていましたが、この計画はそのまま生かして、現道の岩沼蔵王線にタッチする部分が終点ということに変更はございません。

○高橋委員 主要地方道岩沼蔵王線が廃止されますよね、そうすると終点は町道のところということによろしいんですよね。

○事務局（佐藤都市計画課長） 現状では県道である岩沼蔵王線のところということになります。

○舟引議長 その他いかがですか。よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 2351 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】 議案第 2351 号：原案のとおり承認する。（賛成 11 名，反対 0 名）**

#### **議案第 2352 号 大崎広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について**

○舟引議長 続いて、議案第 2352 号「大崎広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更」について、を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは、議案内容のご説明の前に、案件項目の全体像と当審議会におけるこれまでの事前説明の状況等についてご説明いたします。

参考資料の 5 ページをお開き願います。宮城県では、今年春を目標に、都市計画基礎調査に基づき、赤色ゴシック太字で見直し終了年月を表示しております線引き都市計画区域である「仙塩広域都市計画」と非線引き都市計画区域である県北地区の「大崎広域都市計画」，「栗原都市計画」，「登米都市計画」，「大郷都市計画」及び「河北都市計画」を対象として、将来の都市像などを具体的に明らかにする「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めております。

参考資料の 6 ページをお開き願います。この表は、本県における都市計画区域マスタープランの見直しスケジュールを示したものです。次回の都市計画審議会でご審議いただく予定の仙塩広域都市計画区域と本日御審議いただく大崎広域，栗原，登米，大郷，河北の 5 つの都市計画区域については、平成 26 年度から見直し作業を開始しております。

参考資料の 7 ページをお開き願います。「宮城県を取り巻く情勢の変化」についてですが、大きく 3 点ございます。1 点目は、平成 27 年の国勢調査の結果、平成 12 年をピークに人口減少が確認されるなど、人口減少・超高齢社会が進展していること。2 点目は、東日本大震災からの復旧・

復興事業が進捗していることや、平成27年の関東・東北豪雨の経験により、防災や減災意識が高まっていること。3点目は、仙台都市圏への人口集中及び地方都市における中心市街地の空洞化が進んでいることです。

「見直しの目的」についてですが、3点ございます。1点目は、現行の都市計画区域マスタープランが東日本大震災前の平成22年に策定され、既に5年以上経過していること。2点目は、当県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げております県内への産業誘導を主とした「富県宮城」の実現に向けた見直しが必要であること。3点目は、東日本大震災からの復興事業の進捗に伴い現行の都市計画と現況の土地利用との間に乖離が見られることや、目標年次における住宅地等の不足が見込まれることから「災害に強いまちづくり」の実現に向けた見直しが必要であることです。

参考資料の8ページをお開き願います。「見直しの方針」についてですが、宮城県を取り巻く情勢の変化を踏まえて、4点ございます。1点目は、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくり。2点目は、人口減少、超高齢社会においても持続可能でコンパクトなまちづくり。3点目は、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」の実現に資する活力あるまちづくり。4点目は、歴史資源や自然環境の保全とこれらと調和したまちづくりです。

次に、本日御審議いただく、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてご説明いたします。図2にお示しするように、この方針には大きく分けて3点定めることとされております。1点目は「都市計画の目標」でありまして、人口と産業規模の現況と将来の見通しについて。2点目は「区域区分」いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無とそれを定める際の方針について。3点目は「主要な土地利用の決定方針」として、用途地域などの土地利用、道路や下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全などに係る都市計画の決定方針についてです。

ここで、これまでの都市計画審議会での報告内容の経緯を御説明いたします。同じく図2を御覧ください。昨年6月の第185回都市計画審議会においては、今回の見直しの考え方やスケジュールと「①都市計画の目標」のうち、「人口の現状及び将来の見通し」の考え方について御報告させていただきました。昨年7月の第186回都市計画審議会においては、「①都市計画の目標」のうち、「産業規模の現状及び将来の見通し」の考え方について御報告させていただきました。昨年10月の第187回都市計画審議会においては、「①都市計画の目標」のうち、「都市づくりの基本理念」及び「③主要な都市計画の決定の方針」について御報告させていただきました。今回の都市計画区域マスタープランの変更については、これまで御報告させていただいた内容も踏まえまして、御説明させていただきます。

少し戻って、6ページをお開き願います。下のスケジュールを御覧ください。これまで、関係市町村とは、市町村マスタープラン、総合計画、国土利用計画との調整をしながら、意見照会・回答を経て素案を作成し、昨年9月には住民説明会を開催し、12月には都市計画案の縦覧を行ってきたところです。

それでは、これから議案内容を御説明させていただきます。議案書の8ページをお開き願います。今、ご説明いたしました見直しの考え方に基づいて、「大崎広域都市計画区域マスタープラン」を変更するものです。「2の変更理由」をご覧ください。変更に当たりましては、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」及び「宮城県震災復興計画」に掲げる「災害に強いまちづくり」等の実現のため、市町の総合計画等も踏まえ、見直すものであります。

議案第2352号別冊「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の表紙をおめくり

頂き、目次をご覧ください。先程御説明いたしましたようにマスタープランは、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針を定める内容となっております。内容也多岐にわたることから、前回平成22年に策定したマスタープランからの主な変更点を中心に御説明させていただきます。

3ページをお開き願います。まず、都市計画の「①目標年次」は、平成47年としております。「②都市計画区域の範囲、規模」は、15,926ヘクタールとなります。人口は平成47年には109,800人になると予測しております。

6ページをお開き願います。図に示す「都市づくりの基本的な考え方とキーワード」及び本区域の「将来像」を御説明いたします。本区域は、古川地域に居住人口や高次都市機能が集積しており、今後も大崎広域圏及び県北地区の中核拠点として役割を担い、「県北地区の発展を牽引」する地域と位置づけ、周辺の地域においては、「拠点強化と暮らしやすいまち」として、都市機能の集約化を図るとともに、街なか居住を支える居住環境、商業環境の整備を図り、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを推進することとしております。また、東北縦貫自動車道などの高速交通網や鉄道在来線や国道など恵まれた「交通ネットワークを活用」し、産業拠点などの創出や観光拠点の形成など産業の活性化に取り組むこととしております。その他、大崎広域圏は栗駒国定公園や鳴瀬川などの豊かな自然環境に包まれ、鳴子温泉などの観光・文化、岩出山や涌谷の歴史、中新田の芸術文化など様々な歴史文化が介在しており、これらを活かして「地域資源の活用と交流」を進めていくこととしております。さらに、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災及び平成27年の関東・東北豪雨を踏まえ、「安全・安心なまちづくり」もあわせて進めていくこととしております。これらをもとに本区域の将来像を「自然・歴史文化と交流する、県北地区の生活・産業の中心拠点の形成」としております。

15ページをお開き願います。本区域の「都市の将来構造」を示しております。図において、中央の太い一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しており、この中に拠点を表す大小の丸を配置しております。そのうち、古川地域は圏域の中心市街地となる中核拠点と位置づけ、鳴子温泉地域、岩出山地域及び涌谷地域は歴史・観光の拠点に、三本木地域は産業集積を支える拠点に、中新田地域及び小牛田地域は商業機能を補完する拠点に、鹿島台地域は集約的に居住する拠点にそれぞれ位置づけるとともに、その拠点間を東北縦貫自動車道、国県道、さらに鉄道在来線などの「軸」で結び、連携することとしております。土地利用については、県内の非線引き都市計画区域共通の特徴となりますが、都市計画区域の中に相当程度の農地や森林を含んでおり、それらの保全に対する都市計画上の考え方が必要になることから、土地利用のゾーニングを定めております。具体的には、区域内外に広がる広大な農地については、田園環境の維持保全を図るよう、薄い黄色で着色されております「田園環境ゾーン」に位置づけることとしております。田園地帯に分布する農村集落については、田園と共生する集落居住環境を維持し、無秩序な市街地拡大を抑制するよう、オレンジ色で着色しております「田園・居住共生ゾーン」に位置づけることとしております。また、区域の中核拠点と隣接して位置する主要な地域拠点を連携するエリアについては、都市機能の集積や拠点間のネットワーク強化を図る一方で、優良な田園環境の維持保全を図り、都市と田園が共生するよう、ピンク色で着色しております「中核拠点連携ゾーン」に位置づけることとしております。さらに、丘陵地の森林などは、豊かで優れた自然環境を保全していくよう、緑色で着色しております「自然環境の保全ゾーン」に位置づけることとしております。以上のゾーニングに基づき、大崎広域都市計画区域においては、古川地域と三本木地域及び小牛田地域を結ぶ高速軸及び圏域軸沿いに

「中核拠点連携ゾーン」を位置づけ、都市機能の集積や拠点間のネットワークを図るとともに、優良な田園環境の維持保全を図るなど、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造することとしております。

16ページをお開き願います。「2 区域区分の決定の有無」ですが、本区域は、今後も無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから区域区分は定めないものとします。

17ページからは、「3 主要な都市計画の決定の方針」を定めておりまして、土地利用、都市施設、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を示しております。それでは、「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」を御説明いたします。1段落目の後半部分に記載しておりますが、古川地域の中心市街地においては、商業地の賑わいを維持するとともに、広域的な商業地としての魅力や活力のさらなる向上を図るため、中心市街地の活性化に取り組んでいくこととしております。2段落目に移りまして、各地域の中心地においては、生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図ることとしております。また、最後の段落に移りまして、前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、本区域では、大崎市において立地適正化計画制度を活用し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めるなど、適切に土地利用を誘導することとしております。

22ページをお開き願います。ここからは「おおむね10年以内実施することを予定する事業」を御覧頂くため、お手元の資料に加えまして、前面に表示しますスライドもあわせて御覧ください。(大崎広域都市計画区域マスタープラン付図を表示)

それでは、「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。「①交通施設」については、各地域から高速道路のインターチェンジや新幹線駅の広域高速交通結節点へのアクセス性を強化するとともに、地域間の円滑な移動性の確保等のため、国道などの幹線道路ネットワークの強化を図ることとしております。

23ページをお開き願います。表には、「おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには赤の丸数字でそれぞれの事業箇所の位置を示しております。①の「国道108号(古川東バイパス)」から⑤の「都市計画道路 稲葉小泉線」を実施予定の事業としております。

24ページをお開き願います。「②下水道及び河川」のうち、下水道については、各地域の公共下水道整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めると共に適切な維持管理を行うこととしております。

25ページをお開き願います。表には、「おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには青の三角数字で河川の事業箇所の位置を示しております。河川については、△1の「一級河川鳴瀬川水系大江川(おおえがわ)」から△4の「一般河川改修事業(鳴瀬川(多田川地区))」を実施予定の事業としております。

(大崎広域都市計画下水道の図面を表示)

下水道については、「鳴瀬川流域下水道」から「涌谷町公共下水道」までを実施予定の事業としております。スライドには下水道の事業箇所の位置を示しております。

(大崎広域都市計画区域マスタープラン付図を表示)

26ページをお開き願います。「③その他の施設」については、循環型社会の形成に向け、適切に一般廃棄物処理施設を整備することとしております。表には、「おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドにはオレンジ色の括弧数字でその他の

施設の事業箇所の位置を示しております。その他の施設については、(1)の「ごみ焼却施設建設事業」から(4)の「新庁舎建設事業」を実施予定の事業としております。

27ページをお開き願います。「(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。表には、「おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには黄土色のローマ数字で市街地開発事業の事業箇所の位置を示しております。市街地開発事業については、iの「古川七日町西地区」とiiの「市役所周辺地区」を実施予定の事業としております。

28ページをお開き願います。「(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。緑の骨格を形成する栗駒・船形連邦の山々、加護坊・崑岳山の丘陵地、平野部の田園地帯、鳴瀬川・江合川等の主要河川などの豊かな自然環境や眺望景観は、地域の財産として将来に継承していくこととしております。また、各公園や緑地については、計画的な整備、利用促進を図ることとしております。

30ページをお開き願います。表には、「おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには赤色の四角数字で事業箇所の位置を示しております。公園及び緑地については、□1の「化女沼公園」から□3の「三本木パークゴルフ場」を実施予定の事業としております。

31ページをお開き願います。今回の見直しにおいて新たに追加した「防災に関する都市計画の決定の方針」を示しております。広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化する共に、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。

32ページをお開き願います。これまで説明申し上げてきた主要な都市計画の決定の方針を総括した「付図」を示しております。

以上で議案第2352号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしく願います。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明いただきましたが、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。はい、高橋委員お願いします。

○高橋委員 三本木パークゴルフ場のところですけども、隣接して「新世紀公園」という2つの表現がありますが、新世紀公園としての位置づけを包含する形になるのか伺います。

○事務局(佐藤都市計画課長) 新世紀公園は都市計画公園となっておりまして、現在三本木パークゴルフ場の整備に着手しておりますが、その区域も含めて新世紀公園を拡大する都市計画公園としていく予定でございます。

○舟引議長 その他いかがですか。はい、牛尾委員お願いします。

○牛尾委員 全体を見ると、一番基本が人口減少ということで、その上で資料を見ると概ね10年以内実施する予定の主要な事業が随分ありますよね。ごみ焼却施設、消防庁舎、公園、下

水道と、この財源はどうなるのでしょうか。都市計画審議会で議論すべきことかどうかはさておき、人口減少の中でこれだけの規模の事業を立て続けに実施するというのはどうなのだろうかと思いますが。

○事務局（佐藤都市計画課長）　こちらに掲げている事業は、ほぼ継続して実施しているものがございます。例えば、古川の中心部の市街地整備につきましては、先ほどの立地適正化計画の説明をさせていただきましたが、市街地の集約化を図るという意味からも市役所周辺の開発等を行っておりまして、人口減少のもとでも持続可能なまちづくりを行っていく一環としてそのような計画も進めているところでございます。こちらの事業すべてを今後10年に新たに着手するというものではございません。

○牛尾委員　現在、総務省や国土交通省で問題視している、所有者が分からない土地の問題がありますよね。都市計画を進める上で、基本方針の中ではこの問題に全然触れていませんがいかがですか。

○事務局（佐藤都市計画課長）　ただいまの牛尾委員のご発言は、いわゆる「都市のスポンジ化」ということであると認識しております。特に大都市部においては歯抜けのような状態になってきているということで、そういった土地の有効活用が重要な課題になりつつあるということで国会等でも問題視されているところかと思いますが、県内の非線引きの都市計画においてはまだそのような問題は顕在化していないとの認識であり、その点については触れていないということでございます。

○舟引議長　私が説明するわけではありませんが、県が定める「整備、開発及び保全の方針」と、その下にそれぞれの市町村が定める「市町村マスタープラン」というものがありますので、具体的なところとして今回書かれている「立地適正化計画」の策定主体は市町村であり、市町村マスタープランと同等のものであるという位置づけになって作るものということで、実効性はそちらに行くのではないかという整理になると思います。

その他いかがですか。内田委員どうぞ。

○内田委員　大崎地域のご説明があつて、これから他地域のご説明もあるものと思いますが、下水道や河川などのように地域と地域を越えて、地域間のつながりがあるような計画のバランスは、地域ごとのマスタープランの他にどのような調整がなされるのでしょうか。また、それは都市計画課が調整するのでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長）　直接的に都市計画課が調整するのではないものもございますが、例えば河川整備においては河川ごとに河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになっていきます。通常は下流から整備を行っていくこととなっておりますので、本マスタープランにおきましてもそれに沿った記載をしているところでございます。下水道につきましても公共下水道の記載がありますが、県が管理する流域別下水道整備計画に基づいて記載させていただいているものです。

○郷古委員 21ページに「市街地外の土地利用の方針」という記載がありますが、先般このエリアが「世界農業遺産」に認定されました。それらを踏まえてか、「自然環境や田園環境と共生する居住環境の維持」や「田園風景の保全・維持」といった記載がございます。認定されたこと自体はとても喜ばしいことですし、大崎全体でそれと関連したさまざまなアクションプランを考えているところかと思いますが、そのようなものと「いぐね」の景観の保全や蕪栗沼の環境保全などとの調整や意見交換などは都市計画サイドでは行っているのでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） お話の内容をこのマスタープランにどのように位置づけるかということにつきましては、都市と農地の調整が必要になってくるところですので、関係部署と意見交換をさせていただいた上で書き込んでおります。また、先ほど議長からもフォローしていただきましたが、これはマスタープランですので、個別の事業調整については各々進めさせていただいているところです。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 2352 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】 議案第 2352 号：原案のとおり承認する。（賛成 11 名，反対 0 名）**

#### **議案第 2353 号 栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について**

○舟引議長 続いて、議案第 2353 号「栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更」について、を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは、議案第 2353 号「栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」の変更についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお開き願います。「2 の変更理由」をご覧ください。変更にあたりましては、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」及び「宮城県震災復興計画」に掲げる「災害に強いまちづくり」等の実現のため、市の総合計画等も踏まえ、見直すものであります。

議案第 2353 号別冊「栗原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」の表紙をおめくり頂き「目次」をご覧ください。マスタープランの構成は、同様でございます。

3 ページをお開き願います。まず、都市計画の「①目標年次」は、平成 47 年としております。「②都市計画区域の範囲，規模」は、9, 141ヘクタールとなります。人口は平成 47 年には 28, 400 人になると予測しております。

6 ページをお開き願います。図に示す「都市づくりの基本的な考え方とキーワード」及び本区域の「将来像」を御説明いたします。本区域は、築館地域について、都市型居住機能を集約した中核拠点とし、複数の地域拠点と「中核拠点・各地域拠点の連携」を図ることとし、東北縦貫自動車道



などの高速交通網や東北新幹線や国道など恵まれた「広域ネットワークの維持・充実」を図ることとしております。また、栗駒国定公園や伊豆沼などの豊かな自然や田園環境を有していることから「自然・田園環境との共生」を掲げ、豊かな自然環境を有効活用していくこととし、産業拠点などの創出や観光拠点の形成など「資源を活かした産業振興」に取り組むこととしております。さらに、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災及び平成27年の関東・東北豪雨を踏まえ、「安全・安心な広域圏形成」もあわせて進めていくこととしております。これらをもとに本区域の将来像を「田園と栗駒山の緑に抱かれた、自然と暮らしが共生する北の玄関口となる生活圏の形成」としております。

15ページをお開き願います。本区域の「都市の将来構造」を示しております。図において、中央の太い一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しており、この中に拠点を表す大小の丸を配置しております。図では、そのうち、居住人口や都市機能が集積している築館地域は圏域の中核拠点と位置づけ、栗駒地域は歴史・観光の拠点に、金成地域は産業振興を支える拠点に、石越地域及び志波姫地域は集約的に居住する拠点に、さらに若柳地域は産業・業務と生活を支える拠点に位置づけるとともに、拠点間を東北縦貫自動車道や国道などの「軸」で結び、連携することとしております。土地利用については、築館地域、金成地域及び若柳地域を結ぶ高速軸及び圏域軸沿いにピンク色で着色した「中核拠点連携ゾーン」を位置づけ、都市機能の集積や拠点間のネットワークを図るとともに、優良な田園環境の維持保全を図るなど、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造することとしております。また、前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、青の破線で囲まれたJR東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館地域宮野地区までの地域を新たに中核機能地域と位置づけ、交通利便性を活かした土地利用を進めていくこととしております。

16ページをお開き願います。「2 区域区分の決定の有無」ですが、本区域は、今後、無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから区域区分は定めないものとします。

17ページからは、「3 主要な都市計画の決定の方針」を定めておまして、土地利用、都市施設、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を示しております。それでは、「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」を御説明いたします。1段落目の後半部分から2段落目にかけて記載しておりますが、築館地域の中心市街地及び各地域の中心地においては、生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図ることとしております。前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、JR東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館地域宮野地区までの区域を新たに「中核機能地域」と位置づけ、交通利便性を活かした土地利用を進めることとしております。

22ページをお開き願います。ここからは、「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」を御覧頂くため、お手元の資料に加えまして、前面に表示しますスライドもあわせて御覧ください。

(※栗原都市計画区域マスタープラン付図を表示)

それでは、「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。「①交通施設」については、各地域からインターチェンジや東北新幹線駅の広域高速交通結節点へのアクセス性を強化するとともに、地域間の円滑な移動性の確保等のため、国道などの幹線道路ネットワークの強化を図ることとしております。

23ページをお開き願います。表には、「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには赤の丸数字でそれぞれの事業箇所の位置を示しております。

す。①の「国道4号（築館バイパス）」から⑦の「都市計画道路 駅前大通線」を実施予定の事業としております。

24ページをお開き願います。「②下水道及び河川」のうち、下水道については、各地域の公共下水道及び流域下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めると共に適切な維持管理を行うこととしております。

25ページをお開き願います。表には、「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには青の三角数字で河川の事業箇所の位置を示しております。河川については、△1の「一級河川北上水系迫川」と△2の「一級河川北上水系夏川」を実施予定の事業としております。

（※栗原都市計画下水道の図面を表示）

下水道については、「迫川流域下水道」から「登米市流域関連特定環境保全公共下水道」までを実施予定の事業としております。スライドには下水道の事業箇所の位置を示しております。

（※栗原都市計画区域マスタープラン付図を表示）

「③その他の施設」については、循環型社会の形成に向け、適切に一般廃棄物処理施設を整備することとしております。

「（3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は特に予定しておりません。

26ページをお開き願います。「（4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。緑の骨格を形成する栗駒山、平野部の田園地帯、迫川、二迫川、三迫川等の主要河川、伊豆沼・内沼及び花山湖の水辺などの豊かな自然環境や眺望景観を地域の財産として将来に継承していくこととしております。「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は特に予定しておりません。

28ページをお開き願います。今回の見直しにおいて新たに追加した「防災に関する都市計画の決定の方針」を示しております。広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化すると共に、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。

29ページをお開き願います。これまで説明申し上げてきた主要な都市計画の決定の方針を総括した「付図」を示しております。

以上で議案第2353号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。それでは委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思いません。では、牛尾委員お願いします。

○牛尾委員 私は経済が専門で、都市計画審議会のトピックとは違うお話ですけれども、別冊の3ページに都市計画の範囲及び規模や人口、産業規模といった数字がありますが、この栗原地区の人口は2割減、産業規模のうち年間商品販売額は4割減になる一方で、なぜか製造品出荷額は1.5倍

になっています。これは経済を専門とする人間からすると、なぜこういう数字になるのかよく分かりません。これは富県宮城から引っ張ってきているものと思いますが、こうなってくると富県宮城の戦略自体が非常に疑問ではないかと思っています。これは都市計画審議会の趣旨とは違いますが、そういうものが前提になっているということは非常に疑問だということだけは申し述べさせていただきます。

○舟引議長 ありがとうございます。この件は前にも議論したことがありますので、事務局でその時の説明に補足があればお願いします。

○牛尾委員 富県宮城の戦略を作った当時はトヨタ進出などがあって説得力があったのですが、栗原に何の産業を誘致するのか、1.5倍というのは数字を膨らませ過ぎではないでしょうか。これは事務局の問題ではなくて、富県宮城戦略に疑問だと言っているだけです。ですから事務局からの回答は結構です。

○舟引議長 全体フレームのご説明の時にも議論になった話でした。その他ございますか。

○阿留多伎委員 言葉の問題だけです。簡単にお答えください。まず25ページ、市街地整備の目標のところ「主要な事業は特に予定されていない」とありますが、17ページには「計画的な宅地化による土地の有効利用を図る」とあって面的な整備をするように読めることから、「あれっ」という感じがしました。あと18ページの中核商業地のところ「中心市街地としての商業地を形成する」とありながら、19ページの住宅地のところでは「中核商業地は、高密度住宅地の形成を図る」と書かれていて、これはどちらだろうということ。さらに、同じところの「高密度住宅地」という記述ですが、築館地区において高密度というのはヘクタール当たり何人とか世帯数では何戸とかいう基準があって書いているのでしょうか。いま地方都市で高密度というのはかなり難しい、大変な作業ではないかと思いますがいかがですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 一点目ですが、市街地整備の主要な事業と言いますのは例えば区画整理事業のような面的整備を行う事業のことです。そういったものは予定がございませんが、一方で住環境の改善などはしっかり行っていくということでございます。次のご質問ですが、18ページの主要用途の配置方針のところ2)の地域商業地については「都市機能の集約を図った地域の商業地を形成する」ということ。一方19ページの6)住宅地については「土地の有効利用による高密度住宅地の形成を図る」としているものでございます。三点目の高密度住宅地の考え方につきましては、住宅地の中でも中核商業地において「街なか居住」を促進して土地の有効利用をすることによって、現在よりも密度の高い住宅地の形成を図ってこうという意味で記載しております。

○阿留多伎委員 誤解されるような表現ではないか、ということをお願いしたいので、間違っているということではないんですけども、「高密度」という言葉はかなり密度が高いという印象を与えるので、例えば「中高密度」などのように誤解されない表現の方が良いのではないかと。ということです。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 2353 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第 2353 号：原案のとおり承認する。(賛成 11 名, 反対 0 名)**

### 議案第 2354 号 登米都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更について

○舟引議長 次に、議案第 2354 号「登米都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局 (佐藤都市計画課長) それでは議案第 2354 号「登米都市計画区域マスタープラン」の変更についてご説明いたします。議案書の 1 2 ページをお開き願います。「2 変更理由」をご覧願います。変更に当たりましては、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」及び「宮城県震災復興計画」に掲げる「災害に強いまちづくり」等の実現のため、市の総合計画等も踏まえ、見直すものであります。

議案第 2 3 5 4 号別冊「登米都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針」の表紙をおめくり頂き「目次」をご覧願います。マスタープランの構成は、同様でございます。

3 ページをお開き願います。まず、都市計画の「①目標年次」は、平成 4 7 年としております。「②都市計画区域の範囲, 規模」は、8, 0 6 6 ヘクタールとなります。人口は平成 4 7 年には 3 0, 1 0 0 人になると予測しております。

5 ページをお開き願います。図に示す「都市づくりの基本的な考え方とキーワード」及び本区域の「将来像」を御説明いたします。本区域は、迫地域を都市型居住機能が集約した中核拠点とし、複数の地域拠点とも連携した「中核拠点・集約型都市構造」を形成することとし、各地域においては、小規模にまとまりのある生活圏を維持するとともに、歴史文化資源を活かした「快適生活環境の形成」を進めていくこととしております。また、各地域には歴史的建築物やかつて舟運で繁栄した街並みなど固有の歴史や文化を活かした「自然・歴史文化との共生」、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路などの高速交通網とインターチェンジを活かした産業拠点などの創出や観光拠点の形成など「広域交通活用と産業振興」に取り組むこととしております。さらに、平成 2 0 年の岩手・宮城内陸地震、平成 2 3 年の東日本大震災及び平成 2 7 年の関東・東北豪雨を踏まえ、「安全安心な広域圏形成」もあわせて進めていくこととしております。これらをもとに本区域の将来像を「自然環境や歴史文化とともに生きる生活圏・交流空間の形成」としております。

1 4 ページをお開き願います。本区域の「都市の将来構造」を示してしております。図において、中央の太い一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しており、この中に拠点を表す大小の丸を配置しております。図では、そのうち、居住人口や都市機能が集積している迫地域は圏域の中核拠点と位置づけ、登米地域は歴史・観光の拠点に、中田地域、東和地域、津山地域及び豊里地域は集約

的に居住する拠点に位置づけるとともに、拠点間を三陸縦貫自動車道、国道及び県道などの「軸」で結び、連携することとしております。土地利用については、迫地域と東和地域及び登米地域を結ぶ圏域軸沿いにピンク色で着色した「中核拠点連携ゾーン」を位置づけ、都市機能の集積や拠点間のネットワークを図るとともに、優良な田園環境の維持保全を図るなど、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造することとしております。

15ページをお開き願います。「2 区域区分の決定の有無」ですが、本区域は、今後、無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから区域区分は定めないものとします。

16ページからは、「3 主要な都市計画の決定の方針」を定めておりまして、土地利用、都市施設、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を示しております。それでは、「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」を御説明いたします。1段落目の後半部分から2段落目にかけて記載しておりますが、登米地域の中心市街地及び各地域の中心地においては、生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図ることとしております。3段落目に移りまして、前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、工業団地については、広域高速交通網の整備にとともに向上する交通条件を活かし、本区域の雇用促進と発展に向けて、インターチェンジ周辺に産業業務系の土地利用や新たな都市機能の誘導を進めることとしております。

21ページをお開き願います。ここからは、「おおむね10年以内に実施することを予定する事業」を御覧頂くため、お手元の資料に加えまして、前方のスライドもあわせて御覧ください。

(※登米都市計画区域マスタープラン付図を表示)

それでは、「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。「①交通施設」については、各地域から高速道路のインターチェンジへのアクセス性を強化するとともに、地域間の円滑な移動性の確保のため、国道などの幹線道路ネットワークの強化を図ることとしております。

22ページをお開き願います。表には、「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには赤の丸数字でそれぞれの事業箇所の位置を示しております。①の「主要地方道築館登米線(みやぎ県北高速幹線道路)」から③の「国道346号」を実施予定の事業としております。

23ページをお開き願います。「②下水道及び河川」のうち、下水道については、各地域の公共下水道及び流域下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めると共に適切な維持管理を行うこととしております。

24ページをお開き願います。表には、「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには青の三角数字で河川の事業箇所の位置を示しております。河川については、△1の「一級河川北上水系南沢川」と△3の「一般河川改修事業(北上川下流(日根牛地区))」を実施予定の事業としております。

(※登米都市計画下水道の図面を表示)

下水道については、「登米市公共下水道」と「登米市特定環境保全公共下水道」を実施予定の事業としております。スライドには下水道の事業箇所の位置を示しております。

(※登米都市計画区域マスタープラン付図を表示)

「③その他の施設」については、循環型社会の形成に向け、適切に一般廃棄物処理施設を整備す

ることとしております。

25ページをお開き願います。「(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。表には、「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」を記載しております。スライドには黄土色のローマ数字で市街地開発事業の事業箇所的位置を示しております。市街地開発事業については、iの「登米インター工業団地」を実施予定の事業としております。

26ページをお開き願います。「(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。緑の骨格を形成する三陸復興国立公園を含む東部山間部の森林、平野部の田園地帯、北上川、旧北上川、迫川等の主要河川、伊豆沼・内沼及び長沼の水辺などの豊かな自然環境や眺望景観を地域の財産として将来に継承していくこととしております。「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は特に予定しておりません。

28ページをお開き願います。今回の見直しにおいて新たに追加した「防災に関する都市計画の決定の方針」を示しております。広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化すると共に、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。

29ページをお開き願います。これまで説明申し上げてきた主要な都市計画の決定の方針を総括した「付図」を示しております。

以上で議案第2354号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしく願います。

○舟引議長 ありがとうございます。委員の皆様から御意見御質問をお受けしたいと思っております。それでは阿留多伎委員をお願いします。

○阿留多伎委員 先ほどと同じような話ですが、25ページに「土地区画整理事業や開発行為などの面的整備事業」とありながら、おおむね10年以内に実施を予定する事業は開発行為で工業団地の整備なんですね。それで16ページに「必要に応じて、土地区画整理事業などの導入により新たな住宅地の計画的な整備を推進し、良好な住宅環境の整備を進める」とありながら、おおむね10年以内に実施を予定する事業がないというのは、ちょっと矛盾している気がします。それから17ページに高密度住宅地とありますが、佐沼あたりを指すのであれば「中高密度」ぐらいが良いのではないかと思いますけれども。

○事務局(佐藤都市計画課長) まず、おおむね10年以内に実施を予定する事業としては登米インター周辺の工業団地の部分のみとなっております、16ページのところの記載はされておられませんけれども、必要に応じて整備を進めてまいりたいということでございます。それから、高密度のところは先ほどと同じ答えになってしまいますが、現在よりも密度の高い住宅地を、ということで記載しております。

○阿留多伎委員 開発をするためのフレームができているとか、具体的な話が進んでいるけれどもここでは言えないというような状況があるということでしょうか。それともないけれども記

載したということでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 土地区画整理事業につきましては、組合施工という形になり、行政が主導するというよりは地権者の方々が実施するということになりますので、現時点で明確になっている面整備については土地区画整理事業としてはございませんが、いずれ出てくる可能性もあるということで、「必要に応じて」とさせていただいております。また、フレームを作って検討しているということでもございません。

○舟引議長 理解するとすれば、方針としては20年先を目指してある程度柔軟に対応できることを記載して、その中で10年先が見えているものは書きましょと、それで大丈夫かというところは5年ごとにきちんと見直しをしていく。それより短いサイクルのものは常にバージョンアップしていくというような、そういうことで隙間は埋められるのではないかとという仕組みになっている、とご理解いただければよろしいのではないかと思います。

○阿留多伎委員 分かりました。

○舟引議長 その他ございますか。よろしいですか。それではお諮りをいたします。議案第 2354 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第 2354 号：原案のとおり承認する。（賛成 11 名，反対 0 名）**

#### **議案第 2355 号 大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について**

○舟引議長 続いて、議案第 2355 号「大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは、議案第 2355 号「大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更」についてご説明いたします。議案書の 14 ページをお開き願います。「2 の変更理由」をご覧ください。変更にあたりましては、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」及び「宮城県震災復興計画」に掲げる「災害に強いまちづくり」等の実現のため、町の総合計画等も踏まえ、見直すものであります。

議案第 2355 号別冊「大郷都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」の表紙をおめくり頂き「目次」をご覧ください。マスタープランの構成は、同様でございます。

1 ページをお開き願います。まず、都市計画の「①目標年次」は、平成 47 年としております。「②都市計画区域の範囲，規模」は、3,832ヘクタールとなります。人口は平成 47 年には 4,600 人になると予測しております。

3ページをお開き願います。図に示す「都市づくりの基本的な考え方とキーワード」及び本区域の「将来像」を御説明いたします。本区域は、広域交通への高いアクセス性と広域仙台都市圏を直結する位置的条件を活かしながら「広域連携による地域づくり」を進め、東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道のインターチェンジへの高いアクセス性を活かし、「産業の拠点形成」を進めてまいります。また、吉田川流域に広がる田園地帯について、田園と共生する集落地の暮らし、居住スタイルを維持し、「田園環境の保全と活用」を進めてまいります。さらに、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災及び平成27年の関東・東北豪雨を踏まえ、「安全で安心なまちづくり」もあわせて進めていくこととしております。これらをもとに本区域の将来像を「ゆとりある快適な生活環境と産業が共生する生活圏の形成」としてしております。

9ページをお開き願います。本区域の将来都市構造を示しております。一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しており、町の中央部を中心に南北方向に主要地方道利府松山線、東西方向に主要地方道大和松島線が交差している地域で、産業・業務と生活を支える拠点を形成することとしております。土地利用については、圏域軸沿いとその周辺のオレンジ色で着色されたエリアを「田園・居住共生ゾーン」と位置づけ、無秩序な市街地の抑制を図りつつ計画的に土地利用を誘導していくこととし、さらにその周辺を「田園環境ゾーン」と位置づけ、農村集落が共存する田園環境等の維持保全を図ることとしております。

10ページをお開き願います。「2 区域区分の決定の有無」ですが、本区域は、今後、無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから区域区分は定めないとします。

11ページからは、「3 主要な都市計画の決定の方針」を定めておまして、土地利用、都市施設、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を示しております。それでは、「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」を御説明します。4段落目に記載しておりますが、既存の住宅地などで、道路、公園、下水道などの基盤整備が進んでいないエリアは良好な居住環境の改善を図ることとしております。

12ページをお開き願います。ここからは、「おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業」を御覧頂くため、お手元の資料に加えまして、前方のスライドもあわせて御覧ください。

(※大郷都市計画区域マスタープラン付図を表示)

それでは、「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。「①交通施設」については、既存の道路ネットワークを活かし、地域間の円滑な移動性の確保や、隣接する広域仙台都市圏等とのアクセス性の維持、向上を図ることとしております。「おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業」は特に予定しておりません。

13ページをお開き願います。「②下水道及び河川」のうち、下水道については、各地域の公共下水道及び流域下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めると共に適切な維持管理を行うこととしております。

14ページをお開き願います。表には、「おおむね10年以内を実施することを予定する事業」を記載しております。スライドには青の三角数字で河川の事業箇所の位置を示しております。河川については、△1の「一級河川鳴瀬川水系味明川」を実施予定の事業としております。

(※大郷都市計画下水道の図面を表示)

下水道については、「大郷町流域関連特定環境保全公共下水道」を実施予定の事業としております。スライドには下水道の事業箇所の位置を示しております。



(※大郷都市計画区域マスタープラン付図を表示)

「③その他の施設」については、循環型社会の形成に向け、適切に一般廃棄物処理施設を整備することとしております。「(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は特に予定しておりません。「(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。緑の骨格を形成する本区域の南部及び北部の山林、平野部の田園地帯、吉田川等の主要河川などの豊かな自然環境や眺望景観を地域の財産として将来に継承していくこととしております。「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は特に予定しておりません。

15ページをお開き願います。今回の見直しにおいて新たに追加した「(5)防災に関する都市計画の決定の方針」を示しております。広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化すると共に、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。

17ページをお開き願います。これまで説明申し上げてきた主要な都市計画の決定の方針を総括した「付図」を示しております。

以上で議案第2355号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしく願います。

○舟引議長 ありがとうございます。それでは委員の皆様から御意見・御質問をいただきたいと思っております。いかがですか。それでは私から、議案の内容ということではありませんけれども、大郷町が単独の都市計画になっているというのは何か経緯があるのでしょうか。

○事務局(塚原企画調査班長) 都市計画課の塚原でございます。大郷の都市計画区域につきましては、平成2年に指定された都市計画区域でして、県内では一番後に都市計画区域が設定されました。仙塩広域の北、石巻広域からですと西に位置しており、当時はバブル経済ということもあって開発圧力が非常に高かったということもございます。そういった状況下において都市計画をコントロールする中で、都市計画区域を定めて運用してまいりました。南側に仙塩広域という非常に大きな都市計画区域がありますので、そちらとの統合についてこれまで何度か検討してきたところであり、平成22年に大きな都市計画区域の再編を行った際も議論になりましたが、大郷の地形的な要因として中心部に都市機能があり、その南側に緑の自然環境保全地域が広がっていて地形的に分断されております。また、通勤・通学・買い物等の動きを見ても周りの都市計画区域との結びつきがなかなか見出せなかったということもございます。そのような経緯がありまして、今回の見直しの際も検討しましたが、周辺との結びつきなどから難しいだろうということで、今回も単独の都市計画区域としていこうと考えております。

○舟引議長 ありがとうございます。理解いたしました。その他いかがですか。

○高橋委員 議長と同じような質問ですが、平成2年に都市計画決定されたということで、その時点で下水道は「大郷町流域関連特定環境保全公共下水道」となったのでしょうか。

○舟引議長 事務局，分かりますか。

○事務局（塚原企画調査班長） いつから決定されたか調べております。申し訳ございません。

○高橋委員 都市計画決定されたのが平成2年ということで，それ以前に下水道となっていれば特定環境保全，都決の後であれば普通の公共下水道という決定になると理解していましたので。

○舟引議長 都市計画決定と，特定環境保全か公共下水道かの選択の間に関係性があるかというご質問だと思います。一般論で構いませんがお答えいただけますか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 平成2年の決定の際に下水道事業が動いていたかどうかにつきましては，いま確認させていただいております。特定環境保全公共下水道は，処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施工されることになっております。大郷町につきましては，流域公共下水道としては平成4年から事業が実施されております。ですから，平成2年の都市計画決定の後に公共下水道の事業が開始されております。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは，お諮りをいたします。議案第2355号について，原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○舟引議長 御異議ないものと認め，本案については，原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第2355号：原案のとおり承認する。（賛成11名，反対0名）**

#### **議案第2356号 河北都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について**

○舟引議長 続いて，議案第2356号「河北都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは議案第2356号「河北都市計画区域マスタープラン」の変更についてご説明いたします。議案書の「16ページ」をお開き願います。「2の変更理由」をご覧願います。変更に当たりましては，「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城」及び「宮城県震災復興計画」に掲げる「災害に強いまちづくり」等の実現のため，市の総合計画等も踏まえ，見直すものであります。

議案第2356号別冊「河北都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」の表紙をおめくり頂き「目次」をご覧願います。マスタープランの構成は，同様でございます。

3ページをお開き願います。まず，都市計画の「①目標年次」は，平成47年としております。「②都市計画区域の範囲，規模」は，1,508ヘクタールとなります。人口は平成47

年には2,900人になると予測しております。

4ページをお開き願います。本区域の「将来像及び都市づくりの基本方針」を御説明いたします。本区域は、「都市づくりの基本方針」としては、水と緑の優れた自然環境の維持・保全、潤い豊かな生活環境の整備、地域間交流を促進する交通基盤の維持・整備及び災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりとしております。これらの基本理念を踏まえ、都市の「将来像」として、「水と緑の潤い豊かな定住都市の形成」としております。

6ページをお開き願います。本区域の「都市の将来構造」を示しております。図で赤の一転鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しております。南北方向には三陸縦貫自動車道と国道45号が縦貫し、区域内外に太い青線で表示されている北上川と旧北上川が流れ、地域の骨格を形成しております。土地利用については、「田園ゾーン」、「自然丘陵ゾーン」に区分し、これらを活用・維持・保全することとしております。薄い黄色で着色された飯野川地区及び二子地区の「居住ゾーン」においては潤い豊かな生活環境を整備することとしております。

7ページをお開き願います。「2 区域区分の決定の有無」ですが、本区域は、今後、無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから区域区分は定めないものとします。

8ページからは、「3 主要な都市計画の決定の方針」を定めておまして、土地利用、都市施設、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を示しております。それでは、「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」を御説明します。2段落目に記載しておりますが、「居住ゾーン」については、都市的な土地利用がなされている飯野川地区において、都市基盤の整備を進め、良好な生活環境の整備、形成を図ることとしております。また、前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、復興事業により整備が行われている二子地区において、周辺の環境に配慮しながら、新たな住宅地としての土地利用を図ることとしております。3段落目に移りまして、「自然丘陵ゾーン」については、緑地を保全すると共に、「田園ゾーン」については、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図ることとしております。

9ページをお開き願います。ここからは、「おおむね10年以内に実施することを予定する事業」を御覧頂くため、お手元の資料に加えまして、前面に表示しますスライドもあわせて御覧ください。

(※河北都市計画区域マスタープラン付図を表示)

それでは、「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」について御説明いたします。「①交通施設」については、三陸縦貫自動車道を基軸として、国道45号や主要地方道など圏域の骨格を形成する道路を中心に総合的な道路網の形成を目指すこととしております。「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は特にございませぬ。

10ページをお開き願います。「②下水道及び河川」のうち、下水道については、各地域の公共下水道及び流域下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めると共に適切な維持管理を行うこととしております。

(※河北都市計画下水道の図面を表示)

「おおむね10年以内に実施することを予定する事業」は下水道について、「石巻市東部流域関連公共下水道事業」と「石巻市公共下水道」を実施予定の事業としております。スライドには下水道の事業箇所的位置を示しております。

(※河北都市計画区域マスタープラン付図を表示)

11ページをお開き願います。「③その他の施設」については、循環型社会の形成に向け、適切に一般廃棄物処理施設を整備することとしております。「(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。市街地及び各地域の整備にあたって、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は特に予定しておりません。

12ページをお開き願います。「(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。緑の骨格を形成する本区域の東部と中央部の丘陵地及び主要河川を優れた自然環境を構成する緑地として保全することとしております。「おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業」は特に予定しておりません。

12ページの下に今回の見直しにおいて新たに追加した「(5)防災に関する都市計画の決定の方針」を示しております。広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化すると共に、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。

14ページをお開き願います。これまで説明申し上げてきた主要な都市計画の決定の方針を総括した「付図」を示しております。

以上で議案第2356号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。それでは委員の皆様から御意見御質問をお願いしたいと思います。

○阿留多伎委員 内容的には問題ないと思っておりますが、都市計画法第18条の2で「基本的な方針を定める場合は住民の意見を聴いて…」という規定があり、その「基本的な方針」と「マスタープラン」と「整備、開発及び保全の方針」と3種類作るものがあるようになっているのですけれども、宮城県ではどういう位置づけになっているか教えていただきたいと思っております。

○事務局(塚原企画調査班長) 委員からお話があった18条の2は、市町村マスタープランに関する規定になっております。県で定めるものにつきましては、都市計画法第6条の2の規定に基づくものになります。先ほど議長からもお話がありましたが、二層構造の形になっておりまして、県で定めるマスタープランは本日お示ししているような区域マスというものになり、その下に市町村が定める市町村マスタープランがございまして、県では広域的に、市町村では即時的な都市計画を定めるという形で、市町村それぞれで運用しております。

○舟引議長 よろしいでしょうか。それではお諮りをいたします。議案第2356号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2356 号：原案のとおり承認する。（賛成 11 名，反対 0 名）

#### 4 その他

○舟引議長 以上で、本日予定していました審議案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から、何かございますか。阿留多伎委員どうぞ。

○阿留多伎委員 本日 1 件目の都市計画道路の件で、先ほど申し上げた広畑大森線についてですが、仙台村田線で仙台方面から来た時に広畑大森線に入らないような交差点形状になっていけば問題ないと思います。ですので、将来的に交差点を整備する時にバイパスを優先するような誘導をすれば問題ないと思ったところです。

○舟引議長 ありがとうございます。交差点が出来上がった次のステップとして、道路施設の問題というよりは交通計画をどう考えていくかという課題がある、というご指摘だと思いますので、この点については引き続きご検討いただきたいと思います。

その他いかがですか。事務局から何かありますか。次回は仙塩広域のマスタープランが議題となるようですが、それについて何か申し上げておくことはありませんか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 次回は 3 月 20 日を予定しておりますので、前回と同様に 1 ヶ月程度前を目途に資料を郵送させていただきたいと思います。なお、次回はいわゆる線引きの都市計画の議題がございますので、ボリュームもありますし内容も濃いものになりますので、できるだけ個別に訪問させていただいてご説明申し上げたいと考えております。後日、日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 5 閉会

○舟引議長 よろしいでしょうか。それでは、本日の会議はこれで終了いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局（菊池総括） 以上をもちまして、第 189 回宮城県都市計画審議会を終了いたします。なお、次回は、3 月 20 日の開催を予定しております。日程等につきましては後日改めて御連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

平成 30 年 2 月 8 日（木）午後 3 時 45 分 閉会